

携帯電話使用許可願

高等学校における携帯電話の取り扱いに関する基本方針<秋田県教育委員会>

学校内での携帯電話の使用を原則禁止する。ただし、学校の実情を考慮して、校長の判断により例外的に携帯電話の使用を認めることができる。その際、使用目的を保護者等への連絡に限定する。使用時間を放課後に限定する。使用できる場所を制限する。など、使用上の規制を適切に定めること。

本校における携帯電話使用規程<鹿角高等学校>

原則として校内での使用は禁止とする。ただし、送迎のための保護者等と連絡をする場合に限り使用を認め、使用時間は放課後、使用場所は生徒ホール又は昇降口とする。それ以外は、携帯電話の電源を切り、鞆に入れ、ロッカーに保管すること。授業中、休み時間の使用は厳禁とする。

誓約

公共の場で携帯電話の使用ルール・マナーを守り、上記の携帯電話使用規程を遵守します。
守れなかった場合は、一時預かりされてもやむを得ません。

【備考】

有害サイトへのアクセスを防ぐフィルタリング（有害サイトアクセス制限）の設定をお勧めいたします。保護者は法律により18歳未満の子どもがインターネットを利用する場合フィルタリングの設定をするなど適切な管理をする責務があります。スマートフォンはフィルタリングのためのソフトウェアが必要です。

※ 4月7日（火）に学級担任へ提出して下さい。

----- 切り取り -----

秋田県立鹿角高等学校長 様

令和8年 4月 _____ 日

() 携帯電話は所持していません。又は携帯電話は所持しているが学校に持ち込みません。

() 携帯電話使用規程を誓約しますので、校内での携帯電話の使用許可をお願いいたします。

※該当する項目の () に○を記入して下さい。

年 組 番 生徒氏名 _____

保護者等氏名（自署） _____

生徒が使用する携帯電話のフィルタリング設定 (有 ・ 無) _____

生徒が使用する携帯電話番号 _____ (任意)